

衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.5.16 第 169 回国会第 16 号

5 月 16 日、第 16 回の委員会が開かれました。

1 株式会社地域力再生機構法案（内閣提出第 14 号）

- ・大田国務大臣（経済財政政策担当大臣）、加藤内閣府大臣政務官、二之湯総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

赤澤亮正君（自民）

- ・平成 15 年から昨年まで活動していた産業再生機構に対しては高く評価しているが、その実績と同機構が残したプラスの遺産について伺いたい。また、地域力再生機構との相違点はどうなのか。
- ・地域力再生機構は、地域経済がどのような状況になることを目指しているのか。
- ・地域力再生機構を通じて都市と地方の格差を是正し、必ず地域経済を活力あるものにするとの大田国務大臣の決意を伺いたい。

石井啓一君（公明）

- ・現在も中小企業再生支援協議会や地域金融機関などが地方の企業を支援している。こうした既存の企業支援機関と地域力再生機構との役割分担はどのようになるのか。
- ・本法律案第 1 条の「地域経済において重要な役割をはたして」いる事業とは、どういった事業を指しているのか。
- ・本法律案では第三セクターも支援対象としているが、自治体による公的支援をどこまで求めるのか。また、自治体が損失補償している場合には、債権はどのように取り扱われるのか。

楠田大蔵君（民主）

- ・これまで事業再生が民間の中で行われてきた中で、今回、政府関与で行う必要があるのか。また、役割が重複するおそれはないのか。
- ・地域力再生機構の最終的な目標はどのような想定をされているのか。特に、取り扱う件数や、採算性の観点からお答えいただきたい。
- ・現時点での国、都道府県と民間金融機関の出資・拠出の見込みをお答えいただきたい。また、都道府県が出資に応じない場合、何かペナルティを想定しているのか。

市村浩一郎君（民主）

- ・政府、営利企業及び第三セクター等について概念を整理し、それぞれの役割分担を明確にすべきと考えるが、大

田国務大臣の見解を伺いたい。

- ・地域力再生機構を株式会社として設立する趣旨を伺いたい。また、株式会社である以上、利益をあげなければならないが、この場合の利益とは何になるのかを伺いたい。
- ・自治体と再生企業に対する意識の共有が必要であり、自治体がこの法案の趣旨を理解し、スキームを使わないと意味がないと考えるが、政府の対応を伺いたい。

西村智奈美君（民主）

- ・地域経済の建直しが法案の立法目的となっている一方、再生対象事業者として中規模企業と第三セクターが挙げられているが、これらの事業者の事業の再生で本当に地域経済を建て直すことができるのか。
- ・事業者による再生支援の申込みを前提とする制度設計の下では、対象事業者の地域間のばらつきが生じ、結果的に新たな地域間格差が発生するのではないのか。そのときの大臣の責任はどうなるのか。
- ・第三セクターの事業再生の際、その経営責任として経営者は退陣するのか。そもそも総務省は、第三セクターや地方三公社の損失補償契約・債務保証契約に係る債務残高が当時の自治省の通達により増えていったことに対しどう考えているのか。

吉井英勝君（共産）

- ・全国には、破綻した第三セクターが数多くあるが、すべての第三セクターを支援対象とするつもりなのか。また、支援対象として、地方三公社も想定しているのか。
- ・第三セクターの破綻は、自治体以外に、ゼネコン、銀行、コンサルタント会社にも責任があり、また、国の責任でもある。このため、住民だけが負担する仕組みにはならないと考えるがいかがか。
- ・地域力再生機構には、政府と都道府県からそれぞれ 100 億円が出資され、1 兆 6 千億円の政府保証枠が設けられている。このため、地域力再生機構が損失を出した場合には、国民や住民にとって新たな税負担となるのではないのか。